

ご誕生おめでとうございます

お子さまが生まれたら 14 日以内に**出生届**を出してください

《届出に必要なもの》

- ・ 医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・ 母子健康手帳

問合せ窓口 市民課 戸籍係 0835-25-2309

本館 1 階⑥番「住所変更・戸籍届出」窓口

※手続きの際は発券機で番号札をお取りください

※時間外（木曜窓口延長を含む）に提出された場合、本籍や住所等の確認ができないため、後日再来庁をお願いすることがあります。そのため関連する手続きができるのは翌開庁日以降です。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。



マイナンバーカード



運転免許証

その他

- ・ パスポート ・ 障害者手帳 ・ 住基カード
- ・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証
- ・ 年金手帳※ ・ 顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和 4 年 4 月 1 日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

開庁時間

あさ **8 時 30 分** ～ 夕方 **5 時 15 分**

（土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです）

関連するお手続きはこちら

必要な書類がそろわない場合や、木曜日の窓口延長等時間外に出生届を提出された場合は、後日あらためてご来庁いただく必要があります。

出生届後

にするおもな手続 ※本人確認書類は必ずご持参ください。

窓 口 延 長

マークのある窓口は、
毎週木曜日のみ夕方 7 時まで窓口を延長しています

下記にあてはまりますか？

ご自身で確認し、あてはまる場合は黄色い部分に✓してください。

手続内容

必要なもの

該当
✓

済

問合せ窓口

住所
戸籍

母子手帳の証明

窓 口 延 長

出生届出済証明

※出生届を提出した市区町村で手続

母子手帳

住民票等証明書が必要な方

窓 口 延 長

証明書の申請

※戸籍謄本は届書提出後の即日発行はできません。

※後日、通知が郵送で送られます
（約 1 か月かかります）

お子さんのマイナンバー

お子さんの住民票コード

※後日、通知が郵送で送られます

お子さんのマイナンバーカードを急いで作成
されたい方

窓 口 延 長

マイナンバーカード申請

出生届出と同時に交付申請書
をご記入ください。

外国籍の方の在留期間

外国籍の方の在留期間は生まれてから 6 0 日です
6 0 日を超えて日本に滞在する場合は在留資格の取得が必要です。
地方入国管理局にて手続してください。

地方入国管理局

本館 1 階⑥番
住所変更・戸籍届出
（市民課 市民係）
（0835） 25-2109

本館 1 階⑦番
マイナンバーカード
（市民課 マイナンバーカード交付室）
（0835） 25-2605

保険
年金

お子さんが国民健康保険に加入する方

窓 口 延 長

国民健康保険の加入

出産した方が国民健康保険の方

窓 口 延 長

国民健康保険料軽減申請

母子手帳等、出産日や親子関係を明らか
にする書類（出産前の手続も可）

→ 出産した医療機関で「直接支払制度」(※1) の
手続をし、出産費用が 50 万円 (※2) に満たな
かった方

→ 「直接支払制度」(※1) を利用せずに、
出産費用の全額を医療機関で支払った方

「出産育児一時金」の支給申請

- ・ 出産育児一時金支給申請書
 - ・ 世帯主の口座番号がわかるもの
- <病院でもらった次の 2 点>
- ・ 出産費用の領収・明細書の写し
 - ・ 代理契約に関する合意文書の写し

出産した方が国民健康保険以外の方

※同様の制度があります。手続方法は、加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。

出産した方が国民年金第 1 号被保険者の方
（自営業、農業や漁業の従事者や学生等で国民年金
の保険料を自分で納めている方）

窓 口 延 長

国民年金保険料免除申請

母子手帳

本館 1 階⑧番
健康保険・国民年金
（保険年金課 国保資格係）
（0835） 25-2317

本館 1 階⑨番
医療費・後期高齢者
（保険年金課 国保医療係）
（0835） 25-216

本館 1 階⑩番
健康保険・国民年金
（保険年金課 年金係）
（0835） 25-2163

※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度

※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では 48.8 万円

子ども	児童手当を申請する方 ※公務員世帯の方は、勤務先で申請してください	児童手当の申請 (出生日と同月中又は出生日の翌日から起算して 15 日以内に手続きが必要です) ※必要なものがそろっていても窓口へお越しください	・申請者の通帳 ・申請者の健康保険資格情報のお知らせ又は資格確認書 ※2 人目以降は、申請者の健康保険資格情報のお知らせ又は資格確認書のみで申請できます		本館 1 階①番 子育て支援・保育 (子育て推進課 こども給付係) (0835) 25-2348
	乳幼児医療費助成を申請する方	乳幼児医療費助成の申請 ※必要なものをご案内しますので窓口へお越しください	健康保険資格情報のお知らせ 又は資格確認書 (子) ※転入後 1 年以内の方は、父母のマイナンバーが必要です		
	未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請	※受付窓口でご相談ください		西仁井令二丁目 28-8 こども相談支援課 (こども家庭センター) (0835) 24-8811

その他	市営住宅に入居している方	市営住宅の同居手続			本館 2 階③番 市営住宅 (建築課 住宅係) (0835) 25-2178
-----	--------------	-----------	--	--	---